

厚岸町規則第35号

厚岸町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町財務規則の一部を改正する規則

厚岸町財務規則（平成18年厚岸町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項第2号から第7号」を「前項第2号から第6号」に改める。

第150条第1項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第272条に次の1項を加える。

- 3 財産管理者は、第1項の規定に基づく重要物品の備品台帳を2部作成し、そのうち1部を会計管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。